

# 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

## 保険料 と 納め方

### 長 寿 医 療 制 度

75歳以上の人および一定の障害があると認定された65歳以上の人すべてが、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者です。



長寿医療制度(後期高齢者医療制度)では、皆さんの納める保険料が大切な財源となります。

#### 保険料率の決め方

2年間の予測される医療費などの総額から、皆さんが病院などで支払う一部負担金や国・県・市町村からの負担金、若年者の支援金などを差し引いた額が、保険料の総額となります。

この保険料の総額から保険料率を決定します。

#### 平成20・21年度の保険料率

均等割額	40,175円
所得割率	7.43%

保険料率は原則として県内均一ですが、一人当たりの老人医療費の平均が県内の平均に比べて低い市町村(新城市・飛島村・東栄町・設楽町・豊根村)は保険料率が異なります。

#### 保険料の計算方法

保険料は被保険者の個人ごとに計算され、全員に「等しく負担していただく部分(均等割額)と、それぞれの方の「所得に応じて負担していただく部分(所得割額)」との合計となります。所得割額は、被保険者の総所得金額等から基礎控除額を引いた額に所得割率を掛けて計算します。

どんなに所得が多い方でも保険料額は、一人当たり年間50万円が最高となります。

年間保険料

=

均等割額  
(40,175円)

+

所得割額  
(総所得金額等 - 基礎控除額) × 所得割率  
(円 - 33万円) × 7.43%